

○放置車両の確認事務の委託契約に係る総合評価審査会開催要綱の制定について

平成30年12月13日

道本交指第2964号(会合同)

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

放置車両の確認事務の委託契約に係る総合評価競争入札の実施に当たっては、これまで放置車両の確認事務の委託契約に係る総合評価審査会開催要綱の制定について（平28.10.14道本交指第2181号。以下「旧通達」という。）の通達に基づき運用してきたところであるが、この度、同要綱内容の一部変更に伴い、別添のとおり「放置車両の確認事務の委託契約に係る総合評価審査会開催要綱」を定め実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

## 放置車両の確認事務の委託契約に係る総合評価審査会開催要綱

### 第1 目的

北海道警察本部が発注する放置車両の確認事務の委託契約に係る総合評価競争入札の実施に当たり、学識経験者の意見聴取及び第2に定める事項について審議を行うため、総合評価審査会（以下「審査会」という。）を開催する。

### 第2 審議事項

審査会は、放置車両の確認事務の委託契約に係る次の事項について審議する。

- 1 総合評価競争入札の方法によることの適否
- 2 落札者決定基準の設定
- 3 入札価格及び提案書の総合評価による最も有利な者の決定

### 第3 構成員

- 1 総務部参事官
- 2 総務部参事（監査室長）
- 3 総務部参事（監査官）
- 4 交通部参事官兼交通企画課長

### 第4 議長

- 1 議長は、交通部参事官兼交通企画課長をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

### 第5 会議

- 1 審査会は、議長が招集する。
- 2 審査会は、構成員の3人以上の出席により成立する。
- 3 議事は、出席者の3分の2以上の賛成によって決する。
- 4 議長は、審査会の議事に必要な場合、学識経験者又は説明員として必要と認める者を審査会に出席させることができる。
- 5 議長が審査会を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない理由があるときには、審査会は構成員に対する書面の回議をもって会議に代えることができる。

### 第6 審議内容の記録

審査会を開催したときは、審議内容の記録を作成する。

### 第7 庶務

審査会の庶務は、北海道警察本部交通部交通指導課及び各方面本部の交通課が処理する。

### 第8 その他

入札及び契約の事務手続きについては、別に定めるところによる。